

**「第 5 次京都市男女共同参画計画（案）」に関する
市民意見募集の結果及び最終案について**

1 市民意見募集結果について

(1) 募集期間

令和 3 年 4 月 1 9 日（月）から令和 3 年 5 月 2 4 日（月）まで

(2) 周知方法

- ア ホームページ（京都市情報館，ウィングス京都 HP，「真の WLB」応援 WEB）
- イ 京都市公式 SNS（LINE，Twitter，Facebook）
- ウ 共生社会推進室及びウィングス京都 SNS（Twitter，Facebook）
- エ 大学生向け（学生向けアプリ（KYO-DENT），大学のゼミや授業等で配布）
- オ 若者・子育て世代向け（幼稚園，保育所，小中高，青少年活動センター等へ配架）
- カ 企業向け（京都商工会議所 ML，中小企業家同友会 ML 等）
- キ リーフレットの配架（市役所案内所，各区役所・支所，ウィングス京都，市立図書館，文化会館，国際交流会館，市内大学等）

(3) 意見数

意見者数 7 1 2 人 意見総数 7 6 3 件

(4) 属 性

<年齢>

	人数	割合
20 歳代未満	4 1 5	5 8 . 3 %
20 歳代	1 2 2	1 7 . 1 %
30 歳代	4 1	5 . 8 %
40 歳代	2 6	3 . 7 %

	人数	割合
50 歳代	3 8	5 . 3 %
60 歳代	2 7	3 . 8 %
70 歳代	1 0	1 . 4 %
不明	3 3	4 . 6 %

<居住地等>

	人数	割合
京都市内在住及び 京都市内に通勤通学	6 5 9	9 2 . 6 %
その他	3 6	5 . 0 %
不明	1 7	2 . 4 %

(5) 御意見の内訳

関連する項目 \ 分類	A	B	C	D	件数
計画全般等	2	46	32	6	86
基本目標1 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会	5	317	47	17	386
基本目標2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	8	113	43	2	166
基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現	1	111	13	0	125
合計	16	587	135	25	763

A：計画（案）に反映するもの

B：計画（案）に記載済み又は主旨に含まれているもの

C：今後施策を検討する際に参考とするもの

D：A，B，Cのいずれにも当てはまらないもの

2 主な御意見と第5次計画（案）への反映等について

計画全般について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
<p>「計画の位置づけ」</p> <p>京都市の都市理念である「世界文化自由都市宣言」はあらゆる計画の最上位にあり、記載すべき。</p>	13ページ	<p>計画の位置づけに、「世界文化自由都市宣言」を追記しました。</p>
<p>「重点的に取り組む事項」</p> <p>「テレワーク＝柔軟な生き方＝仕事以外の時間にゆとりができる」というのは一面的だと思う。</p>	17ページ	<p>テレワークの課題面として、以下のとおり追記しました。</p> <p>「一方で、テレワークは、仕事と生活の境界があいまいになることにより、働きすぎてしまうおそれや、職種や業種等によっては困難な場合もあるとの指摘※もあり、留意する必要があります。」</p> <p>※内閣府「男女共同参画白書（令和3年度）」より</p>

基本目標 1 について		
御意見の要旨	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
<p>施策の方針 1 「仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進」</p> <p>【現状と課題】の第 3 項目にある、「ケアワークに主体的に関わることが」と「生涯にわたって自立した生活を送るために必要」について、つながりが分かりづらい。</p>	22 ページ	<p>当該項目に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「仕事（ワーク）と、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、<u>経済的自立や生活に必要なスキルの習得につながり、生涯にわたって自立した生活を送るために必要となってきます。</u>」</p>
<p>施策の方針 2 「女性活躍の推進」</p> <p>「M字カーブ問題は解消されつつある」とあるが、少子化の影響が無視できず、その認識は時期尚早ではないか。</p>	27 ページ (2, 10 ページ)	<p>M字カーブは、近年、25～39歳の女性の有業率の上昇等により解消されつつありますが、望まない非正規雇用の課題等は依然としてあるため、「M字カーブ問題は解消しつつある」を「<u>M字カーブは解消しつつある</u>」としました。</p>
<p>M字カーブの解消の要因には、子どもを育てたくても、夫婦ともに非正規雇用で金銭的余裕がないという家庭の影響があると思う。</p>		
<p>施策の方針 2 「女性活躍の推進」</p> <p>【現状と課題】の第 3 項目に、「女性の育成・登用」とあるが、女性の何を育成するのか具体的に表現するべき。</p>	27 ページ	<p>当該項目について、以下のとおり修正しました。</p> <p>「<u>女性のキャリアの形成支援・登用をさらに進めるよう企業に働きかける…</u>」</p>
<p>施策の方針 3 「男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上」</p> <p>施策の方針 3 の箱書きの第 2 段落にある、「男女共同参画の視点に立った防災対策を進める」ことと、「多様な担い手が活躍」のつながりが分かりづらい。</p>	30 ページ	<p>当該部分について、以下のとおり修正しました。</p> <p>「<u>性別や年齢に関わらず多様な方々が、避難所の運営をはじめ、地域防災を担うことで、男女共同参画の視点など多様なニーズに合った災害対応が行え、災害に強い社会につながります。</u>」</p>

基本目標2について

御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
<p>施策の方針4「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」</p> <p>関係機関の担当者がDVや児童虐待のトラウマについて理解した上で対応する「トラウマインフォームドケア」の視点の導入が重要である。すべての関係機関に定期的に「トラウマインフォームドケア」の研修を行うことなどを計画に盛り込むことを提案する。</p>	<p>39ページ</p>	<p>施策の方針4ウの推進施策(2)の第1項目に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「被害者が自分の意思で生活していけるようになるため、<u>また被害によるトラウマから回復ができるよう、京都市DV相談支援センターやウィングス京都をはじめ、各相談機関等における心理的ケアの充実に取り組みます。</u>」</p>
<p>施策の方針4「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」</p> <p>トラウマケアなしには、「世代間の連鎖」や、被害者が加害者に転じたり、被害者がさらなる被害を受けるという「暴力の連鎖」もエンドレスになる。トラウマケアのためのセミナーはもちろん、トラウマを学ぶことも市民への啓発として進めてほしい。</p>	<p>39ページ</p>	<p>施策の方針4ウの推進施策(2)の第3項目に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「被害者とその子どもが自立し、<u>トラウマから回復するためには、長期にわたる様々な支援が必要であることを啓発し、市民の意識醸成を図ります。</u>」</p>
<p>施策の方針4「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」</p> <p>DVを減らすには、学校で正しい知識を身に付けることが一番必要なことではないかと思う。</p>	<p>41ページ</p>	<p>施策の方針4エの推進施策(2)に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「…<u>性に関して適切に理解し、DVの当事者にならないよう、「性に関する指導」を充実します。</u>」</p>
<p>施策の方針4「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」</p> <p>若年層に対応する施策として、単語として一般化している「デートDV」を用い、相談・啓発・対応策を明記してほしい。</p>	<p>41ページ</p>	<p>施策の方針4エの推進施策(2)に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「若年層を対象に、<u>デートDVをはじめとして、DV予防の啓発や広報を実施します。</u>」</p>

<p>施策の方針4「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」</p> <p>国の「性犯罪・性暴力対策強化の方針」の中でも「子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」が盛り込まれているので、男女共同参画計画の中でも性教育に関する取組を取り上げたらよいのではないかと。</p>	<p>44ページ</p>	<p>【現状と課題】に、以下のとおり追記しました。</p> <p><u>「性暴力等の被害者にも加害者にもならないためにも、若年層から予防教育等に取り組むことが重要となっています。」</u></p> <p>また、推進施策(2)に、以下のとおり追記しました。</p> <p><u>「また、性暴力の当事者にならないように、学校における「性に関する指導」や若年層向けの予防教育等を充実します。」</u></p>
<p>施策の方針5「さまざまな困難を抱える方への支援」</p> <p>女性であることに加え、高齢や外国籍、ひとり親家庭、引きこもり、障害があるなど社会的困難を抱えている方への支援を充実させることは、男女共同参画社会を推進させる上で不可欠であり、さらに支援体制を強化していくことが重要である。</p> <p>また、誰一人取り残さない社会にするために、自らSOSを発信できない状況にある方への支援は特に充実させるべきである。</p>	<p>45ページ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性がより貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が顕在化しているため、【現状と課題】に、以下のとおり追記しました。</p> <p><u>「女性の貧困等の困難に対し、関係機関が適切に連携することによって、多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう努める必要があります。」</u></p>
<p>施策の方針5「さまざまな困難を抱える方への支援」</p> <p>子育てと介護を同時に担う家庭が増えている。男女が共に安心して子育てと介護ができる環境整備が今後必要となるのではないかと。</p>	<p>45ページ</p>	<p>【現状と課題】に、以下のとおり追記しました。</p> <p><u>「育児期にある方が、親等の介護も同時に担う「ダブルケア」の課題や、本来大人が担うような家族の介護等を子どもが行っている、いわゆる「ヤングケアラー」の課題が顕在化してきており、その支援が求められています。」</u></p>
<p>施策の方針5「さまざまな困難を抱える方への支援」</p> <p>ヤングケアラーに関する取組も入れてはどうか。</p>		

基本目標3について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
<p>施策の方針6「人権尊重に向けた広報・啓発及び教育」</p> <p>施策タイトルに「学校」を追加すべき。人権は、家庭・地域の役割はあるが、体系的にかつ集団として学び合う学校教育は、理解を深め対処方法を知ることにおいて必須である。</p>	51ページ	<p>推進施策(4)の施策名に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「<u>学校</u>や<u>地域</u>、<u>家庭</u>が一体となった教育の推進」</p>
時点修正等について		
	反映ページ	反映内容
データの更新等について	2ページ ほか	<p>本市における「管理職員に占める女性職員の割合」や「男性職員の育児休業取得率」、また、内閣府「男女共同参画白書」からの引用データなど、最新値が公表されたもの等について更新しました。</p> <p>なお、計画に掲載していない男女共同参画に関する基本的なデータについて、参照しやすいよう、ホームページのアドレス等の紹介を追加しました。</p>
法改正等について	8ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正 <p>について、追記しました。</p>

3 これまでの検討経過及び今後のスケジュール

(1) 検討経過

- 令和元年12月 男女共同参画に関するアンケート調査実施
- 2年 7月 令和2年度第1回京都市男女共同参画審議会
(第5次京都市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画社会の在り方について諮問)
- 12月 令和2年度第2回京都市男女共同参画審議会
(計画素案について審議)
- 3年 2月 令和2年度第3回京都市男女共同参画審議会
(計画案及びパブリックコメントの実施について審議)
- 3月 市会（文化環境委員会）への報告
- 4月 パブリックコメントの募集（4月19日～5月24日）
- 8月 市会（文化環境委員会）への報告

(2) 今後のスケジュール

令和3年8月末又は9月	第5次京都市男女共同参画計画	答申
9月中旬	第5次京都市男女共同参画計画	策定
10月	第5次京都市男女共同参画計画	施行

(参考資料)

- ・別紙1 第5次京都市男女共同参画計画（最終案）
- ・別紙2 主な御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方について